

第2号議案

公の施設の指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者の指定について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、下記のとおり議会の議決を求める。

令和6年2月21日提出

長岡京市長 中小路 健 吾

記

| | |
|------------------|--------------------------------------------------------------------------|
| 公の施設の名称 及び所在地 | 長岡京市立健幸すぽっと 長岡京市井ノ内朝日寺12番地 |
| 指定管理者 | 大阪市西区江戸堀一丁目2番11号 長岡京のびのびパートナーズ 代表企業 シンコースポーツ株式会社 大阪支店 支店長 豆野 伸彦 |
| 指定期間 | 令和6年10月1日から 令和11年3月31日まで |

(参考)

長岡京市立健幸すぽっと指定管理者選定経過

1 指定管理者の募集(公募)について

募集受付期間：令和5年11月22日～11月30日

募集周知方法：①広報長岡京10月号に募集記事掲載

②長岡京市のホームページに募集記事掲載(10月10日～)

2 応募者について

応募者数：6件

応募者名：①藤田興産株式会社

②株式会社COSP A ウエルネス

③長岡京のびのびパートナーズ

④社会福祉法人向陵会

⑤株式会社ビバ

⑥公益財団法人長岡京市スポーツ協会

3 選定方法について

市職員、外部の専門的知識を有する者及び公募等市民で構成される長岡京市指定管理者候補者評価委員会による書類審査及び面接審査で評価

面接審査実施日：令和5年12月22日(金)

午前9時00分から各団体40分間

長岡京市指定管理者候補者評価委員会の評価を参考に選定

4 選定の基準について

- (1) 健幸すぽっとでの事業を通じて高齢者の生きがいや健康づくり、介護予防の促進に寄与すると認められること。
- (2) 事業計画書による公の施設の管理運営が、市民の平等利用を確保し、サービスの向上が図られるものであること。
- (3) 事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減を図るものであること。
- (4) 事業計画書に添った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有する

ものであること。

- (5) その他当該公の施設の目的を達成するために必要な条件を備えるものであること。